

学校いじめ防止基本方針（改定）

本山町立本山小学校

はじめに

本校は街の中心部に位置し、伝統と歴史のある学校である。児童一人一人が夢や希望をもち、本山小学校の学校教育目標『ふるさとに学び考える力、感じる心、じょうぶな体の育成』に向け、自他を愛する自尊感情が育っていきけるよう、児童、保護者、教職員、地域住民総ぐるみで、いじめのない学校をめざす取組を総合的に推進していく。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

子どもたちのいじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまう児童や、自らの命を絶とうとするなど深く傷つき悩み深刻な状況の児童もいる。いじめの問題への対応は、学校として非常に大きな課題である。

まずは、子どものモデルとなるべき教職員一人一人が人権感覚を育むと同時に、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そのために、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、それを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活をおくり、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行われなければならない。また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

全教職員は、いじめはどの児童にも起こり得ると考え、いじめという卑劣な行為は絶対に許されないという共通理解のもと、いじめという行為について正しく理解し、児童とともにいじめを「しない・させない・ゆるさない」学校づくりを推進する。

加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが、特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、問題を克服することを目指す。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【運用上の注意点】

○ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、個人で判断したり、表面的・形式的に判断することなく、事実関係を組織的に把握することが重要である。其の際、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

○ いじめには、多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように、全教職員がいじめの定義を正確に理解することが必要である。

- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。（本人が否定していても、関係児童や周辺の状況等によって、「いじめ」に当たると判断する場合も考えられる。）
- いじめの認知については、当該児童より「いじめ」あるいは「いじめられた」との主訴があれば、基本的に「いじめ」に当たると認知することが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- インターネット上で悪口を書かれた当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

【具体的ないじめの様態】

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- * 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - * 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - * 金品をたかられる
 - * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - * パソコンやインターネット、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生

じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月 国立政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査2010—2012」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 「いじめの防止等の対策のための委員会」

本山小学校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため且つ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を設置する。

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士や警察関係者などの外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。

常設される組織の名称を「いじめ防止対策委員会」とする。

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがあるときには、

当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織（窓口：管理職）に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、本山小学校の学校基本方針の策定や見直し、本山小学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本山小学校のいじめの防止等の取組について P D C A サイクルで検証を担う。

① 組織の役割

本山小学校に設置する「いじめ防止対策委員会」は、いじめ未然防止といじめ早期発見（年間計画に基づく）及びいじめ解決の役割を担う。

② 指導体制

構成員は、校長、教頭、教務主任、人権主任、生徒指導担当、該当学級担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、S C、S S W等とし、毎月1回以上「いじめ防止対策委員会」を開催する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては関係の深い教職員を追加する。また、事案【組織的対応②】によっては、緊急会議を開き、教育委員会職員、児童相談所、警察関係者、高知地方法務局、その他の協力を仰ぐ。

【組織的対応①】

- 本山小学校が策定した学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 *別紙
- いじめに関するアンケートの実施と結果報告
- いじめの未然防止の取組
- いじめの早期発見、早期対応の取組
- 各学級における児童の状況把握
- いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有 等
いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。
- 当該児童の人格の成長を旨とし、保護者と連携をとりながらいじめの解決指導を行う。
- いじめであると判断されたら、いじめを受けた児童のケア、いじめを行った児童の指導など、問題の解消まで「いじめ対策防止委員会」が責任を持つ。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下、「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化にも気づく力を高めることが必要である。児童の変化に気づいた情報や、遊びやふざけのように見えるものの気になる行為があった場合は、確実に共有するとともに速やかに対応する。

いじめ問題に早期に対応するために、指導に当たっては、本人にいじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。なお、

いじめた児童生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめを許さない、いじめをさせない指導や環境づくりが大切なことから、児童が主体的に考え判断し、行動できる場や時間を意図的、計画的に設定し、全教育活動を通じて人権意識や自尊感情を育むことが大切である。

<学校づくり>

- 「学校は児童のためにある」
 - ・ 学ぶ喜び、友達とかかわる喜び、成長する喜びを味わえる学校
- 「学校は組織体である」
 - ・ 教師としての「情熱」、人間としての「相互理解」、教師集団としての「切磋琢磨」、職場としての「協力」を大事にする
 - ・ 凡時徹底・凡時一流・継続は力なり
 - ・ 気持ちを揃え、指導を揃え、結果を揃える
 - ・ 特性を生かし、学び合い、補い合う教職員集団
- 「明るさと落ち着きのある学校」
 - ・ 温かい人間関係、自他を尊重する人間関係

<集団づくり・児童理解>

- 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学級づくりを進める。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」やQ-U検査等の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握しよりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 日々の授業のなかで当たり前前に発言したり聴いたりする姿勢を育てていく。

<生徒指導、特別活動>

- お互いの人権を大切に「差別をしない、させない、許さない」を徹底する。
- いじめている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- いじめの問題を自分たちの問題として受けとめること、そして自分たちにできることを主体的に考えて行動できるように働きかける（議論する場や問題提起の場など）。
- 学習規律を含め学習の学び方や学校生活のきまりを徹底する。

<道徳教育>

- 生命の尊さを自覚し、自分らしい生き方を主張できる力をつける。
- 自己肯定感を高めるとともに、かかわり合い相手の思いを感じられる道徳的実践力をつける。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

<情報教育>

- インターネット上のいじめは重大な人権侵害で深刻な傷を与えかねない行為であることから、情報モラルの指導を行う。
- また、児童や家庭に対して、インターネットの利用等について周知理解を図る。

<学校内における観察・発見>

- 登下校時の児童の様子を観察する。
- 保健室での様子等の聞き取りを行うなど情報収集に努める。
- 出席をとるときに児童一人一人の顔を見て声を聞く。
- 個人ノート等、教員と児童の間で交わされる日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したりする。
- 休み時間や放課後の活動のなかでの児童の様子に目を配り、友人関係や遊びの様子を把握する。
- 学期に1回以上生活アンケートを行い、児童の心情の把握と対応に努める。
- アンケートをもとに一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- 児童や保護者に「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- Q・Uアンケートを行い、児童の心情の把握と対応に努める。

<教職員の資質能力の向上>

- 4月当初の校内研修でいじめの定義や防止対策等について指導力、実践力を高める。
- 教育公務員としての自覚をもち、児童の健全な成長に全力を尽くす。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受けとめられかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組について意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうか、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

<保護者や地域、関係機関との連携>

- 入学式やPTA総会、児童集会（4月）、ホームページ等を活用し、いじめ防止基本方針を確実に周知する。
- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から児童の地域での様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速且つ誠実な対応に努める。
- 必要に応じて、教育委員会や関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

第7 P T Aや地域の関係団体との連携について

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aと連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修会を行う。
- いじめの事実が確認された場合又はいじめの可能性が高い場合は、P T A会長に報告し、「いじめ防止対策委員会」への参加および以降の協議参加を依頼する。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。
- 学校日より「もとやま」やホームページで、学校又は学校教育活動を知ってもらう。
- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育むために、民生児童委員や学校桜援隊、学童保育や放課後こども教室等、関係機関といじめ問題等について情報共有する場を設定する。

第8 重大事態への対処

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。そして、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を提供するとともに、直ちに学校を所轄する本山町教育委員会・教育長に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切且つ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「いじめ重大事態対策委員会」を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

【いじめの防止等の対策のための組織・校内組織及び保護者・地域・関係機関】

【いじめ防止対策委員会】 いじめ防止等の組織的対応の中核

定例会：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者 該当学級担任 特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー 等

緊急会議：個々の対応に当たって関係の深い教員を随時追加。（柔軟な組織とする）

※いじめに関する年間指導計画の検討

※指導方針等の決定

※いじめに関する校内研修等企画検討

※チェックリストの作成

※いじめに関する取組の評価検討

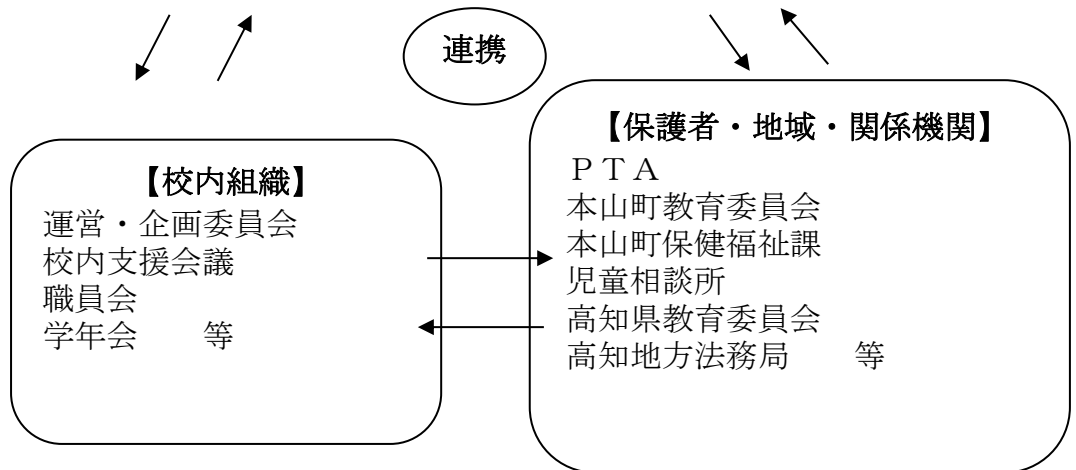
※いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共 等

※ いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態対策委員会】：重大事態が発生し学校がその調査を行う主体となった場合速やかに立ち上げる。

スクールソーシャルワーカー、保健福祉センター、教育委員会、警察、児童相談所、法務局等外部専門家等を加える。

※重大事態の対応



いじめ防止対策年間計画

	職員会議、校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（基本方針の周知） ○児童理解（いじめに関する情報共有等） ○入学式やPTA総会（学校基本方針の説明及び協力の要請等） ○校内支援会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 ○学校通信の発行（いじめ防止基本方針の広報等） ○保護者を対象とするいじめに関する正しい認識を持ってもらう啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">気になる児童の面談</div>
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内支援会議 ○運営・企画委員（いじめの取組について検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 ○学級通信の発行（生活アンケートの結果報告等） ○小中連絡会で情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う ○生活アンケート ○Q・Uアンケート
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内支援会議（いじめの取組についての検討及びいじめの情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内支援会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う ○チェックシートの実施及び集計 ○学期末懇談会（保護者面談）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する校内研修の実施 ○校内支援会議 ○職員会議（委員会の検証結果の周知等） 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内支援会議（いじめの取組についての検討及びいじめの情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う

10月	○校内支援会議 ○カウンセリング技法に関する校内研修	○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施	○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う ○生活アンケート 気になる児童の面談
11月	○校内支援会議 (いじめの取組についての検討及びいじめの情報共有)	○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 ○学校通信の発行(生活アンケートの結果報告等)	○毎朝、管理職による全学級の巡回による児童観察を行う ○Q-Uアンケート
12月	○職員会議 (いじめの取組についての検討及びいじめの情報共有) ○校内支援会議	○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 ○学級通信の発行(いじめアンケートの結果報告等)	○チェックシートの実施及び集計 ○学期末懇談会(保護者面談)
1月	○校内支援会議 (いじめの取組についての検討及びいじめの情報共有)	○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施	○生活アンケート
2月	○校内支援会議 ○運営・企画委員会 (いじめの取組についてふりかえり次年度の取決定)	○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施 ○学校通信の発行(生活アンケートの結果報告等)	○チェックシートの実施及び集計
3月	○職員会議(本年度の取組の検と次年度の取組の検討等)	○日々の教育活動の中で学級担任並びに全教職員で気にかかる児童観察実施	

*月、水、金の職員連絡会、職員会では、必ず児童理解を行う。

いじめ問題への取組チェック表

下記のチェック項目「啓発」「体制」「対応」「相談」「連携」「予防」の6つの観点から、それぞれの3つのチェック項目について自校の取組について確認する。

◇ いじめ問題への取組チェックポイント

(啓発)

- 児童が学校の問題として考えるとともに、児童が主体となって全校的に取組をすすめる場がある。
- 生徒に集会や授業等でいじめ問題に触れ、意識を高める機会を計画的に設けている。
- 教員に「いじめ」(原因や種類、留意事項等)について共通理解のための研修等を実施している。
- 学校だよりや保護者懇談会等によって、いじめ問題の理解を図ったり、協力を呼びかけたりしている。

(体制)

- 職員間で日常的に生徒の気になる状況を伝え合う意識や雰囲気がある。
- いじめが確認された場合、情報の共有が迅速に行えるように組織されている。
- いじめが確認された場合、いじめ対策委員会等が組織され、今後の対応について検討し、具体的な継続指導が行われ、状況を見届ける体制ができています。

(対応)

- 被害生徒に対し、対象生徒の立場に立って、丸ごと受容し、生徒を守ろうという教師の姿勢が見られる。
- 加害生徒に対し、対象生徒の言い分を聞きながら、「悪いことは悪い」という毅然とした粘り強い指導がなされている。
- 帰属集団全体に対し、問題解決に向けた計画的な取組がなされている。

(相談)

- 生徒や保護者が気軽に何でも相談できるような場や時間が確保されている。
- 教育相談の環境整備がなされ、生徒や保護者への広報に努めている。
- スクールカウンセラーや専門機関との連携の在り方について職員間で共通理解がなされている。

(連携)

- 気になる状況については保護者へ連絡をし、学校と家庭が協力して見守る体制づくりに心掛けている。
- 状況に応じて教育委員会事務局への電話による報告、並びに事故報告書の提出を滞りなく行っている。
- 状況に応じて関係機関への協力要請を行い、問題解決に努めている。

(予防)

- 高知県教育委員会発行「子どもたちの笑顔のために」等を活用し、生徒の心に目を向け、寄り添う指導に心掛けている。
- 教育活動全般において、機会をとらえて心を耕す機会を設けている。
- 保護者と日頃から連絡を取り合い、信頼関係づくりに努めると共に、適切な情報の提供や相談に努めている。